

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3051号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の答申を行い、公立大学法人横浜市立大学が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「教員の退職について【令和3年6月30日付】（文書番号：21-03826）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3051号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3051	令和3年12月19日	令和4年1月6日	令和4年1月27日	令和4年2月25日	個人	公立大学法人 横浜市立大学

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3051	「教員の退職について【令和3年6月30日付】（文書番号：21-03826）」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号 ・大学職員の個人の氏名並びに教員の職員番号、採用日、勤続年数、退職事由（理由）、退職願の作成年月日及び転出先機関 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3051	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《教職員の退職に係る事務について》</p> <p>公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）では、退職を希望する教職員は退職願を企画総務部人事課（現在は、総務部人事課）へ提出し、同課は必要書類を整え、退職に関する事務手続を行う。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定の教職員の退職に関する文書と解される。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号該当性について》</p> <p>(1) 旧条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。</p> <p>もともと、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。</p> <p>(2) 当審査会は、以上を踏まえ、本件審査請求文書を見分した上で、次のように判断する。</p> <p>(3) 退職願の作成年月日は、特定の教職員が退職願を作成した日付であり、これが個人に関する情報に該当することは疑いがない。また、当該日付単体で考えれば、直ちに特定の個人を識別するものではないが、本件において当該教職員の氏名が開示されていることを踏まえると、これと照らし合わせることで、当該教職員が退職願を作成した日付であることが明らかになるので、個人を識別できる情報というべきである。したがって、本号本文の非開示事由に該当し、本号ただし書には該当しない。</p> <p>(4) なお、実施機関が非開示としたその他の部分については、審査請求書、意見書及び反論書の記載から審査請求の対象外と解されるため、当審査会では判断しない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881